



(事務局 山崎) 月に1回行われる高齢者生活支援センター連絡会で議題をあげ、マニュアルの活用について周知を図ります。またマニュアルを利用して事例検討会を行い、高齢者生活支援センターやケアマネジャーの研修としていただきたいと意見があり、その中で周知を図ります。

(片山委員) ケアマネジャーの研修の位置づけについて、高齢者生活支援センターを含めて研修を行うとのことですが、高齢者生活支援センターの格差はなくなるのでしょうか。

(事務局 山崎) 高齢者生活支援センターからの意見ですので、事例検討会の研修を具体的にどのように進めていくかは検討中です。個別ケース会議で高齢者生活支援センターに格差がある認識はありますので、マニュアルに沿った対応をお願いすることを周知します。

(神部委員長) 課題にありますが、評価につながる流れになるようにしていただきたいと思います。

## (2) 障害者虐待防止法プロジェクトチームの活動状況について

(事務局 西川)

当日資料

資料1 「障がい者虐待対応プロジェクトチーム構成員名簿」

資料2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要」

資料3 「障がい者虐待の防止等に対する市町村の責務」について説明。

(上田委員) マニュアルは6月を目途に、県で対応を進めていることを補足します。

(神部委員長) この報告について、ご意見などありますでしょうか。

(片山委員) プロジェクトチームの活動内容と異なりますが、資料について、一時保護の居室の確保等とありますが、今後どのように確保を行う予定ですか。

(事務局 西川) 現在の入所施設に依頼していくことになります。

(神部委員長) 虐待判断の基準については議論していくとのことですが、現段階でマニュアルを作成するにあたり、局面している困難性について教えてください。

(事務局 西川) マニュアルの基本的な部分については、先行している高齢者マニュアルを参考に作成をしています。障がい者特有の雇用に関する虐待、施設に関する虐待をどのように対応するのが困難な点です。自身で虐待通報を行うことも可能なため、通報の件数も多くなり、虐待か否か判断する場面が多いのではないかと思います。

(堺委員) 虐待の環境整備として、一般の人の意識を高めることが虐待の予防につながり、そこに帰着すると思います。障がい者総合福祉法についても、障害程度区分の見直しが行われた程度です。虐待の環境整備を幅広く考え、教育機関と連携し、子どものころから教えることも必要ではないでしょうか。若い母親が朝食をとらないため、子どもが低体重児で生まれ、その子どもが成人病を引き起こすことが知られています。広い意味での教育、次世代を担う子どもの教育機関と連携し、予防につながるようにしなければならぬと思います。マニュアルを形だけのものにしないために、大きな枠組みの中でマニュアルを作っ

- ていることを市民に知らせることが必要ではないでしょうか。
- (宮崎委員) 個人情報保護のために支援ができなかったことがあります。善意で行う支援は、良識と自信をもって介入していくという意思を周知させてはどうでしょうか。
- (森川委員) 個人情報の例外規定があることを周知していますか。
- (宮崎委員) 病院でも、個人情報保護が過剰に行われている部分があります。障がい者の支援のために、個人情報を提供することが必要と市でも周知していただけるのではないのでしょうか。
- (神部委員) 個人情報保護によって、個人情報は全て提供できないという姿勢が支援の支障をきたします。個人情報保護をどのように理解し、個人情報保護が支援の弊害にならないよう、例外規定についても周知することが必要です。対応現場だけではなく、環境整備や虐待予防の観点から教育機関や学校でも周知することが必要です。
- (松矢委員) 個人情報の例外規定についてはどこまで周知されていますか。
- (事務局 西川) あまり周知はされていません。
- (松矢委員) 周知が必要な場面も出てくるかと思います。
- (事務局 細井) 個人情報の例外規定をどのように周知していくかは議論中です。マニュアルを作成した際には、関係者を含めて説明会を行います。どれだけ通報してもらえるかという、環境設定をしていかなければならないと認識しています。個人情報については、個人情報保護の規定をゆるやかにするよりも、虐待の認定、基準、根拠性をもって情報提供を求めることを含めて説明をしたいと思います。そのようなプロセスが大事だと思います。高年福祉課の高齢者虐待でも、個人情報保護が弊害になって支援が進まないという報告はありません。時間はかかるかと思いますが、障がい者についても個人情報保護についての理解が広がっていくのではないのでしょうか。
- (事務局 山崎) 高齢者の場合、医療情報を求めることがあり、病院に照会を依頼することがあります。電話では教えてもらえないこともあります。医療情報を必要とする根拠を持って、虐待の認定、個人情報の例外規定を確認し、依頼をすれば、医療情報の提供をしていただけます。医療情報に関わらず、情報提供していただければと思います。
- (森川委員) マニュアル作成について、芦屋市の予定はありますか。
- (事務局 西川) マニュアルは5月に事務局案を提示し、プロジェクトチームで作成を進めます。7月にはマニュアルに沿ったケース対応を行い、8月末にはマニュアルを仕上げます。9月には事業所へ周知する予定です。
- (神部委員長) 次回のプロジェクトチームの状況についても本委員会でご報告いただけますか。
- (事務局 細井) 次回もプロジェクトチームの後、5月頃にシステム推進委員会を開催し、プロジェクトチームの進捗状況報告とマニュアルのスケジュールを提示します。

(3) 平成23年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告

(上田委員)

資料4 「平成23年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」

について説明。

(神部委員長) ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(宮平委員) 相談対応について、成年後見制度の608件の内訳を教えてください。

(上田委員) 数の内訳について、詳細は分かりかねますが、虐待等の対応の支援方法として、成年後見制度を利用することが多いです。

(森川委員) 虐待の通報件数ですが、養護者による虐待の件数が多いですか。

(上田委員) そのとおりです。昨年度は施設虐待の通報がありましたが、今年度はありません。おそらく施設従事者等の虐待もあるかと思われませんが、通報は非常に少ないです。

(森川委員) 2011年の虐待研修の実施について教えてください。

(上田委員) 研修は権利擁護支援センターが主催ではなく、事業所と行っております。

(神部委員長) 成年後見制度の相談の中に任意後見はどの程度ありますか。

(上田委員) 専門相談や生活困難ケースから、支援方法として成年後見制度の利用を説明する際、任意後見制度についても提案していますが、虐待案件の成年後見制度利用の場合は法定後見で対応することが多く、任意後見の数は少ないです。

(神部委員長) 成年後見制度の広がりと共に任意後見が増えるのではないかと思います。

(上田委員) 成年後見制度の利用について、任意後見は増加していますが、法定後見に比べると少ないです。任意後見をめぐるトラブルもあり、現状の制度では任意後見のリスクがあるので、利用には慎重になる様子です。民間のNPOや専門職との契約の場合、トラブルになることもあり、利用は難しいようです。PAS ネットでは、現状では任意後見に対応しておらず、法定後見のみ対応しています。

(神部委員長) 法定後見を受任される案件を教えてください。

(上田委員) 要件は、資産要件もありますが、それよりも個人受任が困難な、虐待などの複雑な状況から親族間で受任が困難で、虐待状況から専門職であっても個人受任が難しい場合に対応しています。個人受任の難しい状況の中には、ご本人がパーソナリティ障害などの精神疾患のあるかたや、認知症高齢者でも在宅の生活が不安定で、安定化の支援と合わせて行うために身上監護が必要で、専門職の個人受任が難しい場合などが背景になる場合です。それにあわせて資産要件があり、後見報酬の見込みがないために、専門職による第三者後見が困難なかたを対象としています。

#### (4) 平成23年度トータルサポート担当実績報告

(事務局 細井)

資料1 「平成23年度トータルサポート担当 相談経路と種別」

資料2 「平成23年度トータルサポート担当 相談内容、対応実人員等の内訳」

資料3 「平成23年度トータルサポート担当の主な相談経路」について説明。

(神部委員長) ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(中野委員) こども課からの依頼は、どのような支援をするのでしょうか。

(事務局 細井) 例に挙げた事例は、危篤状況の父親と、未成年の子どもの世帯でしたので、当担当が支援を行っています。所管課でトータルサポート担当が関わる必要性の判断をしていただいた上で適切につないでいただいていると思っています。

(堺委員) 地域発信型ネットワークを背景にした、よい事業と思いますが、困難事例に対応するため、保健師自身の心の健康は、大丈夫でしょうか。相談支援事業を受託して感じることは、一生懸命に支援をすればするほど、支援者が病んでしまう傾向にあるということです。行政が中心になったとき、きめ細かく支援できるよう、保健師が気持ちをこめて対応しなければなりません。社会福祉協議会も連携しなければならないのではないかと思います。保健師がやり場のない疲労を感じることをないように、メンタルケアが必要だと思います。個別支援を行う際、組織で支援する体制を整えていただきたいと思っています。

(事務局 細井) メンタルケアについては、十分な配慮が必要であると思っています。個別支援は、支援が必要な方の課題を客観的に捉えられるよう、複数で対応しています。保健師は地区を担当していますが、地区の担当者だけではなく、他地区の担当者も対応できるよう、体制を整えています。また心の疲弊は、自覚ができない場合もありますので、十分に配慮していきたいと思っています。

(堺委員) 生活保護世帯など、就労支援を行わなければならない場合もあります。行政が対応することによる困難さもあると思いますので、十分な配慮をお願いします。

(5) その他

(事務局 細井) 本委員会の委員就任期間は、平成24年3月末までです。

新たな任期を迎えるにあたり、現在、委員就任の依頼をさせていただいています。次回の委員会は、5月頃を目安に開催する予定ですので、よろしくお願いたします。

(神部委員長) 本日の議事は、全て終了いたしました。みなさま、ありがとうございました。

閉 会